

情報開示

サンワード貿易株式会社

(平成21年3月版)

【はじめに】

本書は、平成 21 年 3 月期（平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成 21 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取り巻く環境」
内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」
当社の平成 20 年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」
当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\text{純資産額} (*) / \text{リスク額} (*) \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\text{純資産額} (*) / \text{資本金額} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合を見るもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\text{自己資本} / \text{資本金額} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\text{自己資本} / \text{総資産額} \times 100$$

総資産額に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\text{自己資本} / \text{総資産額} (*) \times 100$$

(*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\text{負債合計額} / \text{純資産額} (*) \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\text{流動資産額} / \text{流動負債額} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 サンワード貿易株式会社
 代表者名 代表取締役社長 依田 年 晃
 所在地 札幌市中央区大通西8丁目2番地6
 電話番号 011-221-5311 (代)

② 会社の沿革

当社は、昭和39年9月に設立された「北海道明治物産株式会社」を前身とし、昭和50年5月に商号を「サンワード貿易株式会社」に変更した会社であります。

年 月	概 要
昭和39年7月	商品先物取引の受託業務を目的として、北海道明治物産株式会社を札幌市南3条西6丁目3番地に創業。帯広支店開設。 北海道穀物商品取引所の仲買人登録。資本金30,000,000円。
昭和41年5月	本社を「札幌市南4条西7丁目4番地1」に移転。
昭和43年12月	資本金を45,000,000円に増額。
昭和46年1月	農林大臣より、許可制移行に伴い北海道穀物商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和50年2月	資本金を90,000,000円に増額。
昭和50年3月	本社を「札幌市中央区大通西4丁目6番1」に移転。
昭和50年5月	商号を「サンワード貿易株式会社」に変更。
昭和51年1月	旭川支店、苫小牧支店2支店開設。
昭和51年7月	資本金を108,000,000円に増額。
昭和51年8月	帯広支店移転。
昭和52年1月	資本金を162,000,000円に増額。
昭和52年2月	農林水産大臣より、東京砂糖取引所砂糖市場の許可を受ける。 新宿支店開設。
昭和53年11月	苫小牧支店廃止。
昭和54年10月	新宿支店移転。
昭和55年11月	本社を「札幌市中央区南1条西12丁目322番地」に移転。
昭和57年6月	本社を「札幌市中央区大通西4丁目6番1」に移転。
昭和57年10月	資本金を212,000,000円に増額。
昭和59年2月	旭川支店移転。
昭和60年3月	仙台支社開設。
昭和60年12月	通商産業大臣より、東京工業品取引所綿糸市場・生糸市場の許可を受ける。
昭和61年11月	農林水産大臣より、東京穀物商品取引所農産物市場の許可を受ける。 新宿支店移転。
昭和61年12月	通商産業大臣より、東京工業品取引所ゴム市場の許可を受ける。 新宿支店を東京支社に名称変更。
昭和63年12月	農林水産大臣より、前橋乾繭取引所繭糸市場の許可を受ける。 東京支社移転。
平成元年 2月	上野支店開設。
平成元年 7月	資本金を265,830,000円に増額。
平成元年 8月	仙台支社移転。

平成 2 年 5 月	資本金を 318,996,000 円に増額。
平成 2 年 12 月	資本金を 326,000,000 円に増額。
平成 3 年 5 月	資本金を 391,200,000 円に増額。
平成 3 年 8 月	農林水産大臣より、横浜生糸取引所繭糸市場の許可を受ける。
平成 3 年 9 月	通商産業大臣より、東京工業品取引所貴金属市場の許可を受ける。
平成 4 年 5 月	資本金を 469,440,000 円に増額。
平成 5 年 6 月	資本金を 564,000,000 円に増額。
平成 5 年 10 月	帯広支店移転。
平成 6 年 4 月	上野支店廃止。
平成 6 年 6 月	資本金を 676,731,500 円に増額。
平成 6 年 8 月	仙台支社移転。
平成 8 年 2 月	福岡支店開設。
平成 8 年 3 月	農林水産大臣より、関門商品取引所農産物市場の許可を受ける。
平成 8 年 7 月	通商産業大臣より、名古屋繊維取引所綿糸市場の許可を受ける。
平成 8 年 10 月	通商産業大臣より、神戸ゴム取引所ゴム市場、天然ゴム指数市場の許可を受ける。 大阪支社開設。
平成 9 年 4 月	通商産業大臣より、東京工業品取引所アルミニウム市場の許可を受ける。 名古屋支店開設。
平成 9 年 10 月	通商産業大臣より、大阪繊維取引所アルミニウム市場の許可を受ける。
平成 9 年 12 月	大蔵省北海道財務局長より、金融先物取引業の許可を受ける。
平成 10 年 5 月	飯田橋支店開設。
平成 10 年 7 月	農林水産大臣より、関西商品取引所農産物・飼料指数市場の許可を受ける。
平成 11 年 2 月	東京工業品取引所毛糸市場廃止。
平成 11 年 5 月	不動産賃貸業開始。
平成 11 年 6 月	通商産業大臣より、東京工業品取引所石油市場における受託の許可を受ける。
平成 11 年 7 月	資本金を 792,171,500 円に増額。
平成 11 年 11 月	農林水産大臣より、中部商品取引所畜産物市場における受託の許可を受ける。
平成 12 年 1 月	通商産業大臣より、中部商品取引所石油市場における受託の許可を受ける。
平成 12 年 5 月	資本金を 1,000,000,000 円に増額。
平成 12 年 8 月	東京工業品取引所綿糸市場廃止。
平成 13 年 2 月	中部商品取引所綿糸市場の受託業務廃止。
平成 13 年 3 月	農林水産大臣、経済産業大臣、金融庁長官より、商品投資販売業の許可を受ける。 本社を「札幌市中央区大通西 8 丁目 2 番地 6」に移転。
平成 13 年 5 月	農林水産大臣より、横浜商品取引所農産物市場における受託の許可を受ける。
平成 14 年 6 月	農林水産大臣より、関西商品取引所水産物市場における受託の許可を受ける。
平成 14 年 8 月	横浜支店開設。
平成 14 年 9 月	経済産業大臣より、大阪商品取引所ニッケル市場における受託の許可を受ける。
平成 14 年 11 月	横浜商品取引所繭糸市場の受託業務廃止。
平成 14 年 12 月	財務省北海道財務局長より、金融先物取引業の更新許可を受ける。
平成 16 年 12 月	旭川支店廃止。
平成 17 年 3 月	農林水産大臣、経済産業大臣より、改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を受ける。

平成 17 年 10 月	中部商品取引所鉄スクラップ市場の受託業務を追加。
平成 17 年 12 月	金融先物取引業を廃業。
平成 18 年 4 月	東京穀物商品取引所が横浜商品取引所を吸収合併。
平成 18 年 5 月	関西商品取引所の受託会員退会。
平成 18 年 11 月	福岡支店廃止。
平成 18 年 12 月	関西商品取引所が福岡商品取引所を吸収合併。
平成 18 年 12 月	生命保険代理店業務開始。
平成 19 年 1 月	中部商品取引所が大阪商品取引所を吸収合併。 商品投資販売業を廃業。
平成 19 年 2 月	横浜支店廃止。
平成 19 年 6 月	東京支社を東京本部に呼称変更。 仙台支社を仙台支店に名称変更。
平成 20 年 2 月	飯田橋支店廃止。
平成 21 年 2 月	関西商品取引所農産物市場脱退。
平成 21 年 3 月	生命保険代理店業務廃止。

③ 会社の目的

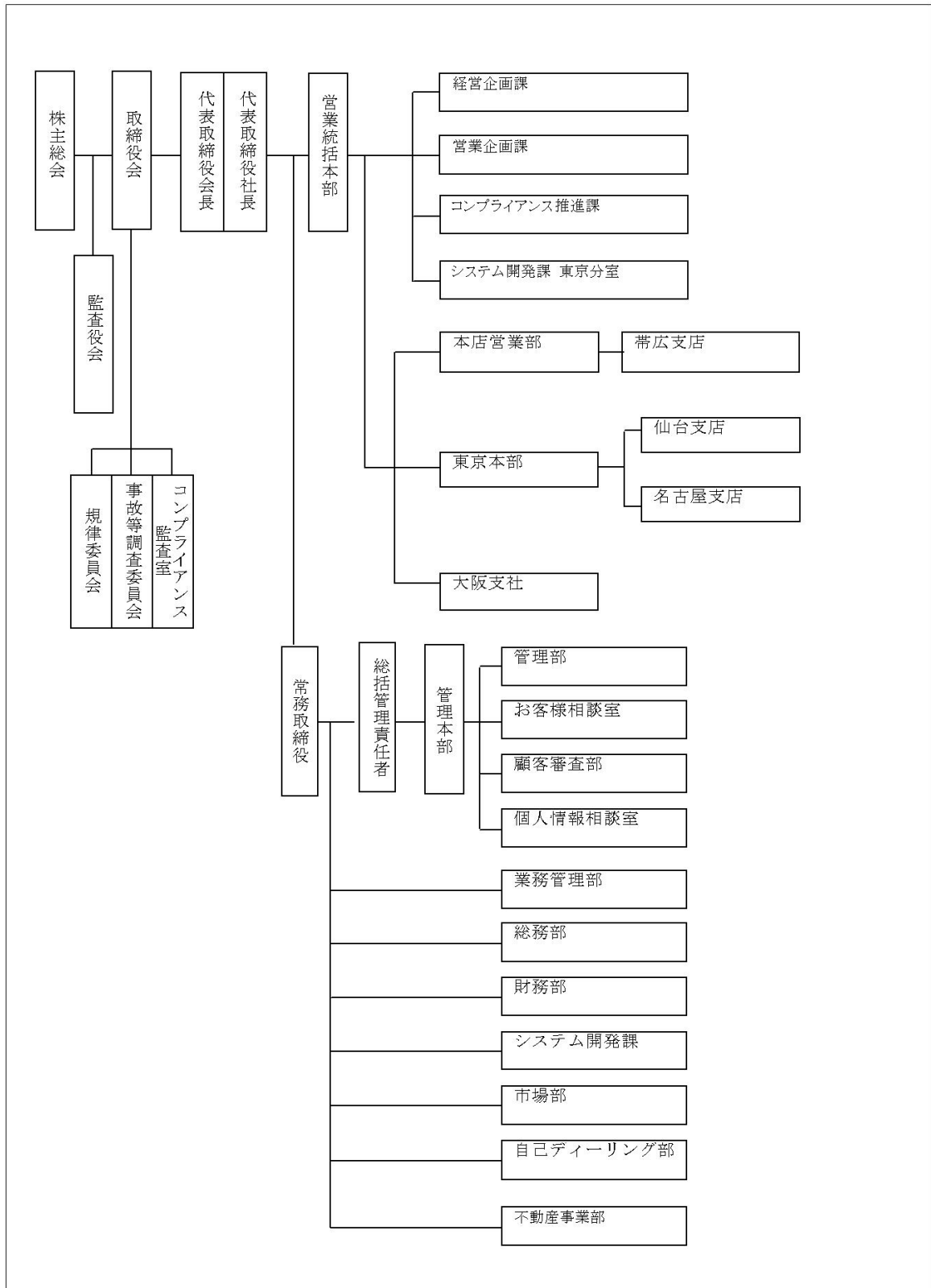
- 1) 国内及び海外商品取引所上場商品並びに上場商品指数の売買と受託業務及びその取次ぎ
- 2) 商品取引所法の適用を受ける農林産物、畜産物、水産物及び鉱物とこれらの加工製造品、
精錬・精製品の売買及びその取次ぎ
- 3) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく、商品投資事業に係る金融商品の設定、
運用、管理、販売業務並びに商品投資顧問業
- 4) 金融先物取引法に定める通貨及び金融指標に関わる先物取引及びオプション取引等、金
融先物取引所の上場商品の売買とその受託、媒介、取次ぎ及び代理
- 5) 外国為替取引業
- 6) 不動産の売買とその取次ぎ、並びに不動産の賃貸及び管理
- 7) 生命保険の募集に関する業務並びに損害保険代理店業務
- 8) 前各号に付帯する一切の業務

(注) 上記のうち下線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織図

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号) 平成 17 年 3 月 18 日 農林水産省指令 16 総合第 1870 号
平成 17・03・16 商第 1 号

	農産物	砂糖	畜産物	貴金属	ゴム	アルミニウム	石油	天然ゴム指数	鉄スクラップ	上場商品名
東京穀物商品取引所	○									小豆、IOM 一般大豆、NON-GMO 大豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、生糸
		○								粗糖、精糖
東京工業品取引所				○						金、金ミニ、銀、白金、白金ミニ、パラジウム
					○					ゴム
						○				アルミニウム
							○			ガソリン、灯油、原油
中部大阪商品取引所							○			ガソリン、灯油、軽油
			○							鶏卵
									○	鉄スクラップ
					○					RSS3 号、TSR20
						○				アルミニウム
								○		天然ゴム指数

○：受託業務

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務です。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

b) 従たる業務

- ・不動産賃貸業

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本 社	北海道札幌市中央区大通西8丁目2番地6	011-221-5311
東京本部	東京都新宿区下宮比町3番2号	03-3260-0211
大阪支社	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番16号	06-6345-8011
帯広支店	北海道帯広市西2条南9丁目17番地	0155-24-6121
仙台支店	宮城県仙台市青葉区本町2丁目16番10号	022-211-5211
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目8番10号	052-583-9811

⑥ 財務の概要 (平成21年3月決算期)

項 目	金 額
(a) 資本金	1,000,000千円
(b) 純資産額*1	6,907,053千円
(c) 総資産額	11,057,298千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	4,165,290千円 (2,759,260千円)
(e) 経常利益	447,105千円
(f) 当期純利益	179,353千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。また、同法第193条第2項に基づく施行規則第81条の規定により当社が商品取引員として求められている最低の純資産額は1億円以上であります。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,220,952株 (平成21年3月31日現在)

(注1) 上記株式数に自己株式(364,797株)は、含んでおりません。

(注2) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしておりません。

⑧ 主要株主名（上位 10 名）

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
サンワード貿易(株)	北海道札幌市中央区 大通西 8 丁目 2 番地 6	364 千株	23.00%
古谷 敏明	—	345 千株	21.77%
(株)加藤経済研究所	福岡県福岡市東区 香椎台 3 丁目 1 4 番 1 2 号	248 千株	15.64%
加藤 和代	—	164 千株	10.34%
サンワード貿易互助会	北海道札幌市中央区 大通西 8 丁目 2 番地 6	126 千株	7.95%
古谷 千晴	—	110 千株	6.94%
加藤 幸男	—	79 千株	5.03%
アサヒ経済(株)	東京都豊島区 東池袋 2-2-1-3	58 千株	3.71%
サンワード貿易 社員持株会	北海道札幌市中央区 大通西 8 丁目 2 番地 6	41 千株	2.60%
依田 年晃	—	20 千株	1.29%
菊池 一元	—	15 千株	0.96%
計		1,570 千株	99.23%

⑨ 役員の状況

役名及び職名	氏 名 (生年月日)	所有株式数
代表取締役会長	古 谷 敏 明 (昭和 20 年 5 月 4 日)	3 4 5 千株
代表取締役社長	依 田 年 晃 (昭和 31 年 11 月 27 日)	2 0 千株
常務取締役	菊 池 一 元 (昭和 25 年 1 月 1 日)	1 5 千株
取締役	稲 垣 雄 一 (昭和 28 年 5 月 4 日)	5 千株
取締役	佐 藤 浩 (昭和 21 年 9 月 29 日)	7 千株
取締役	佐 藤 利 明 (昭和 36 年 2 月 21 日)	—
監査役 (常勤)	小 西 英 治 (昭和 22 年 3 月 21 日)	—
監査役 (非常勤)	加 藤 和 代 (昭和 23 年 1 月 3 日)	1 6 4 千株
監査役 (非常勤)	加 我 稔 (昭和 22 年 7 月 19 日)	—
計	9 名	5 5 7 千株

(注 1) 監査役加藤和代、加我稔は、会社法第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

(注 2) 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑩ 従業員の状況

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	236人	205人	31人	158人	78人
平均年齢	34才	35才	30才	33才	38才
平均勤続年数	10年	11年	7年	8年	14年
外務員数	194人	189人	5人		

2. 営業の状況

① 営業方針

当社の対面による個人投資家からの受託業務を主軸とした営業方針に、変更はございません。「対面コンサルティング取引」におきましては、お客様への訪問活動を更に強化し、リスク説明やアドバイスなどのサービスを充実させてまいります。外務員からのアドバイスを必要としないお客様には、廉価な手数料でマイペースなお取引ができる「コールセンター取引」を提供しており、お客様のニーズに的確に応えられるよう努めております。

また、コンプライアンス及び社員の教育に関しては、外務員には社内外の研修等を通じて「お客様本位」の営業理念の浸透を徹底し、管理部門によるチェック体制の更なる強化を計り管理体制を強化しております。引き続き、社員教育・研修を徹底していく所存です。

インターネットによる相場情報・チャート・口座照会に関しても、コンテンツの拡充を行っており、取引の透明性と利便性の向上、お客様へのきめ細かなサービスの強化にも努めて社会的信頼の向上を目指し、お客様にとって価値の高い営業活動を推進していく所存です。

② 当社及び当業界を取り巻く環境

当業界を取り巻く環境はめまぐるしく動いており、100年に1度と言われる大不況の中で大きく様変わりしています。商品取引所法の改正施行が予定されており、消費者保護を主眼とした規制の強化が見込まれ、生き残りを懸けた改革がますます求められることが予想されます。当社もこのような市場環境に対応すべく、「お客様本位」の営業姿勢が徹底できるよう、あらゆる努力を惜しまずお客様との信頼関係さらに強固なものとして、お客さまの満足度を高める営業活動とサービスを充実させます。

コンプライアンスの徹底を図るために管理部門を増強し、研修・教育により社員の資質向上を図り受託業務の適正な運営及び管理に努めてまいります。

5月以降は、東京工業品取引所の23時までの取引時間の延長と、新取引システムの稼働が予定されていますが、お客様のニーズに応えるために対面受注体制を23時まで延長し、取引時間フルタイムに対応する準備を進めています。今後予定される24時間化も踏まえ、市場環境の変化に柔軟に対応してまいります。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

商品取引業界の縮小傾向を反映し、当期委託売買高が116万4583枚（前期比48.5%減）、受取手数料も27億5926万円（前期比30.9%減）となりました。

(2) 売買損益部門

農産物市場及び石油市場で一定の成果を上げ、11億2557万円（前期比137.2%増）となりました。

以上の結果、当期の営業収益は、41億6529万円 でしたが、経費の節減等により営業費用が37億8005万円となったため、

営業利益は、3億8523万円、

経常利益は、4億4710万円、

当期利益は、1億7935万円 となりました。

当事業年度における受取手数料および売買損益は、次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第45期 (自 平成20年4月1日) (至 平成21年3月31日)
商品先物取引		
農産物市場		1,134,434
貴金属市場		1,343,001
石油市場		184,296
ゴム市場		90,016
天然ゴム指数市場		—
砂糖市場		5,363
アルミニウム市場		30
畜産物市場		120
小 計		2,759,260
オプション取引		—
商品ファンド		—
合 計		2,759,260

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は四捨五入して表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期別	第45期 (自平成20年4月1日) (至平成21年3月31日)	
		商品先物取引	
農産物市場		644,536	
貴金属市場		145,270	
石油市場		329,117	
ゴム市場		2,514	
天然ゴム指数市場		—	
砂糖市場		4,344	
アルミニウム市場		—	
畜産物市場		△ 206	
小計		1,125,575	
商品売買損益		—	
その他売買損益		—	
合計		1,125,575	

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
 2. 消費税は含まれておりません。
 3. 千円未満は四捨五入して表示しております。

(c) 売買高 [期間：平成20年4月1日～平成21年3月31日]

(単位：枚)

商品市場名	期別 内訳	第45期 (自平成20年4月1日) (至平成21年3月31日)		
		委託	自己	合計
商品先物取引				
農産物市場		528,842	87,912	616,754
貴金属市場		344,192	106,839	451,031
石油市場		252,948	75,740	328,688
ゴム市場		36,936	13,095	50,031
砂糖市場		1,595	472	2,067
アルミニウム市場		10	0	10
畜産物市場		60	5	65
合計		1,164,583	284,063	1,448,646

- (注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 会社の対処すべき課題

(対処すべき課題)

1. トラブルの撲滅に取り組みます

当社にとって最大の営業テーマは、お客様と当社との「WIN-WIN の良好な関係」です。その信頼関係を得るために「トラブル撲滅」をスローガンに掲げ、お客様本位の営業姿勢を徹底し、事故や苦情のないお取引を目指して、充実した情報・アドバイスの提供や透明性の高いお取引の実現に取り組み、全力でお客様サービスの向上に努めます。

2. 法令遵守の姿勢を徹底

企業経営に求められる最重要課題は、コンプライアンスを重視した経営管理体制の推進です。そのためには、管理部門を増強し研修・教育により社員の資質向上を図り、商品取引員として適正に市場仲介の責務を果たすべく、受託業務の適正な運営及び管理に努めてまいります。また、商品取引所法や会社法等の規定に基づいて、企業の内部管理体制強化への姿勢が一層求められており、当社におきましても部門横断的な内部管理体制を構築し、内部統制システムの整備・推進及び内部管理体制の充実などコーポレートガバナンスへの取り組みを積極的に進めて参ります。

3. 市場環境の変化に対応した社内体制作りと業務の効率化を推進

東京工業品取引所における 23 時までの取引時間の延長と、新取引システムの稼働が予定されており、また JCOH の純資産要件の強化も検討も進んで、商品先物取引市場の改革が積極的に進められております。改正商品取引所法も審議も進んで、市場環境の大きな変化が見込まれます。このような環境の中で、「経営資源の有効活用や適正配分」「全社コストの削減努力の推進」等に取り組み、お客様から選ばれる企業作りを進めて参ります。

⑤ 受託業務管理規則

【目的】

第1条 この規則は、委託者の保護育成を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項を定めたものである。

【規則の制定及び改正】

第2条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

【商品先物取引不適格者の参入防止】

第3条 商品先物取引への不適格者の参入を防止するため、次に掲げる者に対しては、一切の勧誘及び受託を行わないものとする。

- (1) 未成年者。
- (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人。
- (3) 精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者。
- (4) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
- (5) 破産者で復権を得ない者。
- (6) 借入金で取引を行おうとする者。
- (7) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者。
- (8) その他、商品先物取引を行うについての適格性に欠ける者。

2 次に掲げる者は商品先物取引の不適格者に準ずる者として、原則として勧誘及び受託を行わないものとする。ただし、次項に定める要件を満たした場合はこの限りでない。

- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている者。(年金等の収入が収入全体の過半を占めている者。)
- (2) 一定の収入を有しない者。(年収500万円未満の者。)
- (3) 投資可能資金額を超える取引を行おうとする者。(投資可能資金額については、第4条第2項で定める。)
- (4) 一定の高齢者。(満75歳以上の者。)
- (5) 日本語による意思疎通ができない者。(日本国内に長期間滞在し、日本語の読み書きに精通している者は除く。)
- (6) 長期入院患者及びこれに準ずる者。

3 前項に該当する顧客が適合性の原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、次の例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の本人自筆の申出書がある場合に限り、第10条第2項に定める総括管理責任者が受託を認めるものとする。なお、第2号において、投資可能資金額の増額変更に係る審査手続きについては、別に定める「社内審査手続等に関する取扱い」によるものとする。

- (1) 年金等で生計をたてている者及び一定の収入を有しない者については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- (2) 投資可能資金額を超える取引を行おうとする者については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失しても生活に支障のない範囲であり、かつ新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- (3) 一定の高齢者については、取引を行うにふさわしい投資経験(直近3年以内に延べ90日以上証券信用取引等レバレッジ性のある取引経験)があると認められること及び商品先

物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確、かつ、十分に理解していること。

- 4 前項に該当しない高齢者であっても、損失を被っても生活に支障のない範囲の投資可能資金額であること及び商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を理解している場合に限り、受託を認めるものとする。
- 5 本条各項に該当しない者であっても、第10条第2項の総括管理責任者が諸要件から判断して商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者については、受託の拒否または取引の制限をすることがある。
- 6 商品先物取引適格者として取引を開始した者であっても、委託者から本条に該当するに至った事実の申し出があった場合には、当該委託者に対して迅速に適切な措置を講ずることとする。
- 7 勧誘段階において、顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止するものとする。

【取引口座開設申込書による属性の把握】

第4条 商品先物取引に参加しようとする者からは、取引に対する主体性を確認するため受託に先立って取引口座開設申込書を徴収するものとする。

なお、取引口座開設申込書の記載事項については、次の通りとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、住所及び連絡先。
 - (2) 職業、勤務先名及び役職名。
 - (3) 資産及び収入の状況。
 - (4) 商品取引及び証券取引等の経験の有無。
 - (5) その他必要と認められる事項。
- 2 商品先物取引を行おうとする顧客に対し、投資可能資金額とは、損失を被っても生活に支障のない範囲の資金であって、かつ損失を被った場合には、当該損失額を控除した金額を投資可能資金額とする旨を事前に説明し、理解してもらったうえで申告を受けるものとする。
 - 3 取引口座開設申込書及び次条の顧客カードは、総括管理責任者のもとに備え付けるものとする。

【顧客カードの作成】

第5条 担当外務員は、適正な顧客管理を行うため、取引口座開設申込書の記載内容に基づき、顧客カードを作成するものとする。

- 2 顧客カードは、第4条第1項に掲げるもののほか、顧客から提供された顧客管理に必要と認められる事項及び受託契約を締結する目的を確認した旨を記載し、第10条第2項の管理責任者に提出する。また、その記載内容に変更があった場合においては、その都度、更新するよう努めるものとする。

【勧誘の際の説明義務】

第6条 商品先物取引の勧誘及び受託に際しては、常に顧客の意思を尊重するとともに、次に掲げる事項を励行することとする。

- (1) 勧誘に際しては、顧客に対し、次に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘しないこと。
ただし、顧客による事前の指示又は承諾に基づく場合は、この限りでない。
 - ① 迷惑な時間帯（原則として午後9時から午前8時まで）に、電話又は訪問による勧誘を行うこと
 - ② 顧客の意思に反して、長時間にわたる勧誘を行うこと
 - ③ 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと
 - ④ 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法で勧誘を行うこと
- (2) 勧誘に先立ち、顧客に対し自己の商号、担当者の氏名及び商品先物取引の勧誘であること

を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認し業務日誌に記載すること。

- (3) 商品先物取引の委託の勧誘に際し、その委託を行わない旨の明確な意思（その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の明確な意思を含む。）を表示した顧客に対しては、その勧誘を行わないこと。（明確な意思の表示とは、顧客が当社の営業部、管理監査部等に電話又は文書等にて、勧誘を受ける意思がないことを表示した場合、あるいは外務員に対して勧誘されるのが迷惑であると明示した場合をいう。）
 - (4) 前各号により顧客が委託の勧誘若しくは委託を行わない旨の明確な意思を表示した場合においては、直ちにその勧誘等を中止するとともに、当該顧客に対し再度勧誘を行うことのないよう所要の措置を講ずるものとする。
- 2 顧客が委託の勧誘を受けることを表明したときは、「商品先物取引—委託のガイド—」を交付し、その記載内容について詳しく説明するとともに、特に下記に掲げる事項について理解をした旨の書面（確認書①）の差し入れを受け、併せて受託契約を締結する目的を確認するものとする。
- ①総取引金額の10～30分の1程度の取引証拠金等で行うハイリスク・ハイリターンな取引であること
 - ②預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が生じるおそれがあること
- 3 前項の理解の確認後、次の事項について説明し、理解を得たうえで、書面（確認書②）の差し入れを受けるものとし、自己の判断と責任において取引を行うことについて十分な自覚を促したのち参加を求めることとする。
- ①取引証拠金等に関する事項
 - ②委託手数料に関する事項
 - ③禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨に関する事項
 - ④その他省令第104条に定める事項
 - ⑤商品先物取引の仕組み（差金決済等）
 - ⑥損益計算の具体例
 - ⑦その他、重要と認められる事項
- 4 顧客の理解が未だ不十分と認められる場合には、再度商品先物取引を行うことに必要な重要事項について説明し、その事項について理解したことを確認した上で、参加を求めるものとする。この場合において、当該顧客から理解した旨の確認書面の差し入れを受けるものとする。

【適合性の審査及び受託の適否の決定等】

第7条 新たに商品先物取引を行おうとする顧客の適合性の審査及び受託の適否の判断につき、次の通り定めるものとする。なお、審査手続き等に係る詳細及び再取引を行う顧客の審査手続きに関しては、別に定める「社内審査手続等に関する取扱い」によるものとする。

- (1) 顧客審査部（第10条2項に規定）は、取引口座開設申込書の記載内容等により顧客の適合性を審査する。
- (2) 顧客審査部は、取引口座開設申込書の差し入れ後において、顧客に対し、取引に必要な理解度等の調査を行う。なお、顧客審査部の審査の内容は次のとおりとする。
 - ①取引金額に比較して少額の取引証拠金で取引するものであること
 - ②取引証拠金等の額を超える損失が生じるおそれがあること
 - ③投資可能資金額は、損失をしても生活に支障のない余裕資金の範囲内で記入し、借入金ではないこと
 - ④その他必要と思われる事項
- (3) 顧客審査部長は、取引口座開設申込書及び審査内容をもとに受託の適否を審査し、受託の適否の最終決定を行う。

- (4) 外務員は、顧客審査部長による適合性の審査を経た後に約諾書の差し入れを受けるものとし、適合性の審査の前に約諾書の徴収、取引証拠金等の受け入れ及び取引の受託を行ってはならない。
- (5) 顧客審査部長による受託の適否の判断が困難と認められる場合にあっては、総括管理責任者がその判断を行うものとする。
- (6) 顧客審査部は、審査過程において顧客が適合性を有しないと判断した場合には、その旨を担当外務員又は顧客に通知するとともに、直ちに勧誘を中止するものとする。
- (7) 顧客審査部は、受託の適否の判断根拠に係る記録を作成するとともに、その記録を3年間保存するものとする。

【商品先物取引等未経験者の保護育成措置】

第8条 商品先物取引を行うにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、過去一定期間以上にわたり商品先物取引の経験のない委託者については、当該委託者が初めて建玉をした日から3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。過去一定期間以上とは、直近の3年以内に延べ90日間以上を目安とする。

- (1) 委託者に対し、第6条に定める説明を行うことにより商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。
- (2) 商品先物取引を行うにあたっては、特に取引追証拠金及び損失の発生についての理解を求め余裕資金を保持した取引を勧めるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。
- (3) 習熟期間中の委託者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、当該委託者の資質、資力等を考慮のうえ、相応の資金量の範囲内において行うものとする。この場合において、習熟期間中の委託者の資金量の取扱いについては、別に定める「商品先物取引等の経験がない新たな委託者からの受託に関する取扱い要領」によるものとする。
- (4) 習熟期間中の委託者について、商品先物取引に対する理解度についてのアンケート調査を行い、未だ理解が十分でないと思われる委託者については、管理担当班の訪問説明又は資料の送付等により理解を求めるとともに、適切な措置を講ずること。

【取引記録の保存】

第9条 担当外務員は、委託者の取引指示に関して、当該委託者の意思を確認するとともに、その取引の執行の内容を業務日誌または管理者日誌に明確に記録し保存するものとする。

【管理担当班の設置】

第10条 受託業務に関する責任の所在の明確化を図るため、本店及び従たる営業所に管理担当班を設置するものとする。

- 2 受託業務に係る総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、本店に総括管理責任者、副総括管理責任者及び顧客審査部を置くものとし、従たる営業所に管理責任者及び副管理責任者を置くものとする。

なお、副総括管理責任者については、本店以外に置くこともある。

- 3 総括管理責任者、副総括管理責任者、顧客審査部責任者、管理責任者及び副管理責任者は次のとおりとする。

- (1) 総括管理責任者は管理担当取締役とする。
- (2) 副総括管理責任者は管理監査部の上席者とし、総括管理責任者が不在のときは、副総括管理責任者がその職務を代行する。
- (3) 顧客審査部の責任者は、部長職とする。なお、責任者が不在の時は、総括管理責任者、副

総括管理責任者及び管理監査部長がその職務を代行することができる。

(4) 管理責任者は、取締役が統括する支社・店にあっては当該取締役、その他の支社・店にあってはその責任者とする。また副管理責任者は、事務部門の相応の役職者とし、管理責任者が不在のときは、その職務を代行する。

4 管理監査部は、総括管理責任者及び副総括管理責任者を補佐し、顧客審査部責任者、管理責任者及び副管理責任者との連絡調整を行うものとする。

【管理担当班の職務】

第11条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 商品先物取引の委託の勧誘を受けないこと及びその委託を行わないことを表明した顧客に対する勧誘の抑制措置。
- (2) 顧客審査部による適合性の審査及び受託の適否の決定。
- (3) 顧客管理のための「顧客カード」の整備。(変更を含む。)
- (4) 委託者の資金力、取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制。
- (5) 管理責任者による登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導並びに取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置。
- (6) 外務員に対する関係法令・諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。
- (7) 個人情報保護法に基づく顧客情報等の保護に必要な措置。
- (8) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応。
- (9) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置。
- (10) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置。
- (11) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項。

【不正資金の流入防止】

第12条 委託者の横領等による不正資金の流入を防止するために、次の管理措置を講ずるものとする。

- (1) 公金出納取扱者、金融機関等において他人の金銭・有価証券を取扱っている者、企業の経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭等を取扱っている者からの受託にあたっては、自己の資金で取引することを明記した書面を徴収するものとする。
- (2) 当該委託者からの入出金差引金額が一定の基準(3,000万円)を超えることとなった場合には、管理監査部が直接当該委託者に面談し、出資金に関しての確認を行うものとする。
- (3) 上記において、自己の資金でないことが判明した場合には、追加の入金を断るとともに、既存の建玉を速やかに決済するよう当該委託者に要請する。
- (4) 不正資金流入のための調査をしたときは、その調査項目、調査内容、調査結果及び調査結果に基づく措置等について、記録を作成し、これを10年間保存するものとする。

【取引本証拠金の額等に係る措置】

第13条 取引本証拠金の額等は、別表に定めるものとする。

2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括管理責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

【委託手数料の額等】

第14条 委託手数料の額は、別表に定めるものとする。

- 2 委託手数料の額等に係る社内責任者は総括管理責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

【委託者との入出金に係る管理措置】

第15条 委託者との間の入金及び出金は原則として振込みにより行うものとする。ただし、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合は、営業部門の責任者が委託者ごとにその必要性等について個別に判断するものとする。

- 2 委託者との間で現金の受渡しを行う場合は、原則複数の役職員で対応するものとする。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者の承認を得るとともに、受渡しが行われた後に、当該外務員以外の役職員が、当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名について確認するものとする。

- 3 委託者から取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行うものとする。

また、委託者に対し現金を渡す場合には、現金の手交と同時に領収証を受領するものとする。

【顧客情報の保護】

第16条 取引口座開設申込書及び顧客カードに記載された事項並びに委託の勧誘にあたり顧客から提供を受けた情報については、個人情報保護法の規定により漏洩防止に努めるものとする。

【広告等に係る管理措置】

第17条 受託等業務に関する広告等については、当社の「広告等に関する規則」に基づくものとする。

【勧誘方針の策定及び公表】

第18条 当社は、適正な勧誘を行うため以下に係る「勧誘方針」を策定し公表する。

- (1) 適合性の原則に基づく勧誘を行うこと。
- (2) 迷惑となる方法、時間、場所等での勧誘を行わないこと。
- (3) 勧誘に当たっては商品先物取引の仕組み、リスク等を十分説明すること。
- (4) その他勧誘の適正の確保のために必要な事項。

- 2 前項の「勧誘方針」の公表は、本店、支店その他の営業所等において顧客が見やすいように掲示する方法等により行う。

【受託業務における禁止行為】

第19条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則及び受託業務に関する規則（日本商品先物取引協会）に定める禁止規定を遵守する。

【違反者に対する制裁】

第20条 本規則又は前条に違反した者に対する処分は、当社が別に定める「規律委員会規則」及び就業規則に基づき、処分内容により規律委員会又は取締役会において決定するものとする。

【日本商品先物取引協会への届出】

第21条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。また、本規則を改正したときも同様とする。

【付 則】

- 1 本規則は、平成 10 年 9 月 1 日から実施する。
- 2 本規則実施前に初回建玉をした習熟期間中の委託者の取り扱いについては、旧規則の定めるところによる。

【付 則】

本規則第 6 条及び第 13 条の変更は平成 11 年 4 月 1 日から、第 9 条第 2 項の変更は、平成 12 年 1 月 12 日から実施する。

【付 則】

本規則第 3 条第 1 項の変更は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

【付 則】

本規則第 5 条第 1 項及び第 2 項の変更は、平成 13 年 3 月 5 日から実施する。

【付 則】

本規則第 11 条の変更は、平成 15 年 2 月 3 日から実施する。

【付 則】

本規則第 12 条の追加及び条番号の変更は、平成 15 年 6 月 6 日から実施する。

【付 則】

本規則第 7 条の追加及び条番号の変更は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

【付 則】

本規則は、平成 17 年 5 月 1 日に改定し実施する。

【付 則】

本規則は、一部改定し、平成 17 年 8 月 22 日から実施する。

【付 則】

本規則第 3 条、第 5 条、第 6 条の変更、第 16 条、第 17 条の追加及び条番号の変更は、平成 19 年 9 月 30 日から実施する。

【付 則】

本規則第 15 条の追加及び第 20 条の変更、条番号の変更は、平成 20 年 2 月 4 日から実施する。

【付 則】

本規則第 3 条及び第 7 条の変更は、平成 20 年 8 月 9 日から実施する。

商品先物取引等の経験がない新たな委託者からの受託に関する取扱い要領

受託業務管理規則第 8 条に基づき、商品先物取引等の経験のない新たな委託者からの取引の受託にあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の理解度、資力等を考慮の上、相応の額の範囲内において受託を行うよう、次のことを厳守するものとする。

I 商品先物取引等の経験がない新たな委託者から預託を受ける取引本証拠金等の額は、委託者が投資可能資金額として申告した金額の 1/3 となる水準（基準額）とする。ただし、この基準額には、取引追証拠金、取引臨時増証拠金等は含まないものとする。

II 委託者が、上記 I の基準額を超える取引を希望する場合にあつては、商品先物取引未経験者を保護するための取引量の制限措置が設けられていること及び制限措置の例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告を得るとともに、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認した場合に限り、総

括管理責任者が可否を判断するものとする。

Ⅲ 委託者から投資可能資金額を変更したい旨の申し出があった場合には、総括管理責任者が審査をし、妥当と判断する範囲において認めるものとする。

この場合の審査と要件は、受託業務管理規則第3条第3項に定める。

【付 則】

この取扱い要領は、平成10年9月1日から実施する。

【付 則】 中部商品取引所石油市場の特例 (削除)

【付 則】 関西商品取引所水産物市場の特例 (削除)

【付 則】 福岡商品取引所農産物市場大豆ミールの特例 (削除)

【付 則】

本取扱い要領は、平成17年5月1日に改定し実施する。

【付 則】

本取扱い要領は、一部改定し、平成17年8月22日から実施する。

社内審査手続等に関する取扱い

【新規委託契約締結時における審査手続】

1. 顧客審査部は、新たに商品先物取引を行おうとする顧客に対し、当該顧客が取引口座開設申込書に自らの属性等を記入する方式で申告した内容に基づき、以下の各号に定める聴き取り事項に従って、当該申告内容の正誤について電話を用いて顧客に直接確認をして（以下、「電話確認」という。）審査状況調書を作成するものとする。なお、顧客審査部が行う電話確認は、録音装置をもって、これを記録するものとする。

(1) 基本事項

- ①顧客氏名
- ②審査実施日
- ③担当外務員の所属店名
- ④担当外務員名
- ⑤電話確認担当者
- ⑥備考等

(2) 確認事項

- ①記入事項に関する確認（氏名、生年月日、自宅住所、職業、年収、資産状況、投資経験等）
その他必要と思われる事項
- ②委託のガイドが交付され、内容について説明を受けたこと
- ③商品先物取引は余裕資金で行い、借入金等では取引してはならないこと
- ④商品先物取引は委託に際して取引証拠金等の預託が必要であること
- ⑤取引最低単位は1枚であること
- ⑥商品先物取引は相場の変動によって損失が生じる恐れがあること。また、取引本証拠金の額に比べて何十倍もの金額の取引を行うため、その損失は預託している取引証拠金等の額を上回ることがあること
- ⑦取引予定銘柄及び限月について

- ⑧値洗損失額が取引本証拠金基準額の50%を超えた場合に追証が発生すること
 - ⑨追証が発生した際、決済して手仕舞うか、取引を継続するかの判断を要すること
 - ⑩値幅制限（ストップ高、ストップ安）の際は取引が成立しない場合があること
 - ⑪取引予定銘柄の値幅制限について
 - ⑫売買の指示は委託者の責任と判断で行うこと
 - ⑬取引口座開設申込書への記入は委託者自らの意思で記入したこと
 - ⑭投資可能資金額は損失を被っても生活に支障のない金額であること
 - ⑮外務員による迷惑勧誘及び断定的発言の提供の有無について
 - ⑯その他必要と思われる事項の確認
- (3) 取引口座開設申込書にて申告した投資可能資金額の確認
 - (4) 外務員へ再度顧客に説明を指示した事項について
 - (5) 審査者の判断根拠

2. 顧客審査部は、外務員が顧客に説明した事項のうち、顧客が未理解及び未理解の恐れがあると判断した事項については、外務員に対し、顧客に当該事項を再度説明し、理解した旨の書面（以下、「再確認書」という。）の差し入れを受けるよう指示する。

- (1) 顧客から再確認書の差し入れがあるまでは受託は不可とする。
- (2) 外務員は顧客より再確認書の差し入れを受けた場合は、当該書面を顧客審査部にファクス送信するものとする。

3. 顧客審査部は、顧客が申告した投資可能資金額について、顧客の年収や預貯金等に照らし、適正な金額で申告されているかどうかを判断し、仮に不整合な申告があった場合等には、当該顧客に対し、投資可能資金額の意味及び性質について再度外務員から説明を受け再考するように促し、訂正申告を求める場合もある。

4. 顧客審査部長は、口座開設申込書及び審査状況調書を確認し、適合性の適否及び受託の可否を審査し、その判断根拠等を審査状況調書の審査者判断記入欄に記録するものとする。ただし、顧客審査部長による受託の可否の判断が困難と認められる場合、及び、適合性の原則に照らして原則として不適当と認められる勧誘の対象者にあつては、総括管理責任者が審査を行い、その判断根拠等を審査状況調書の審査者判断記入欄に記録するものとする。

5. 顧客審査部長又は総括管理責任者は、顧客の理解度について、より厳格な調査の必要性があると判断したときは、管理部員をして当該顧客を訪問・面談による方法で、次の各号について十分に調査を行った上で審査するものとする。

- ①商品先物取引の仕組み及びリスクについて理解していること
- ②商品先物取引のレバレッジ効果について理解していること
- ③商品先物取引が自己責任の取引であることを理解していること
- ④投資可能資金額が損失をしても今後の生活に支障のない範囲で定められていること

6. 顧客審査部長又は総括管理責任者は、申告された年収及び預貯金等が顧客の職業等に照らして不相応であると判断したときは、管理部員をして当該顧客を訪問・面談等の方法で職業及び資産等の状況について可能な限り調査を行い、整合性が確認できない場合は受託を認めないものとする。ただし、確認時において顧客が訂正を申し出た場合は再度受託の可否を審査するものとする。

【取引中の投資可能資金額の増額変更に係る審査手続】

7. 取引中の顧客が投資可能資金額を超える取引を行おうとする場合、適合性の原則に照らして原則として不適当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、例外要件（当該委託者が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること）を自らが満たしていることについて確認している旨の本人自書による申出書の提出を受け、その上で総括管理責任者がこれらを基に判断し承認の可否を決定するものとする。なお、投資可能資金額の増額変更が2回目以降の場合は、当該申出書のほか、資産の裏付けとなる預金通帳等の写しの差し入れを受けるものとする。
8. 習熟期間中の顧客については、投資可能資金額の増額変更を原則として認めないものとする。ただし、当該顧客が投資可能資金額の増額変更を強く希望する場合、適合性の原則に照らして原則として不適当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、例外要件（当該委託者が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること）を自らが満たしていることについて確認している旨の本人自書による申出書の提出と、資産の裏付けとなる預金通帳等の写しの差し入れを受けた上で、総括管理責任者がこれらを基に判断し承認の可否を決定するものとする。なお、当該顧客から申出書及び資産の裏付けとなる預金通帳等の写しの差し入れを受ける際は、管理担当班又は内部管理者が当該顧客を訪問・面談する方法により行うものとする。
9. 総括管理責任者は、適合性の原則に照らし、当該顧客について疑義が認められる場合には、管理部員をして当該顧客を訪問・面談等の方法で職業及び資産等の状況について可能な限り調査を行い、属性との整合性が確認できない場合は、新たな投資可能資金額の増額変更を認めないものとする。
10. 総括管理責任者は、他の取引員と取引中の顧客について、前条同様疑義が認められる場合には、管理部員をして当該顧客の他の取引員での建玉の状況及び資産内容について可能な限りの確認作業を行い、投資可能資金額との整合性等について疑義が払拭できるまでは、新たな投資可能資金額の増額変更は認めないものとする。
11. 次の各号に掲げる顧客のうち満65歳以上の顧客については、商品先物取引の経験の有無にかかわらず、取引期間中は投資可能資金額の増額変更を原則として認めないものとする。ただし、当該顧客が投資可能資金額の増額変更を強く希望する場合、管理部員が当該顧客を訪問・面談し、損失を被っても生活に支障のない範囲で投資可能資金額が設定されていること、及び、新たな投資可能資金額の増額変更の裏付けとなる資産を有していることが確認できた場合においてはこの限りではない。
 - ①会社員
 - ②団体職員

【再取引を行う顧客の審査手続】

12. 取引を終了した顧客が再取引を希望する場合において、前回の取引の終了時から3ヶ月以上を経過しているときは、委託契約締結に係る書類の差し入れ及び電話確認を行い、顧客審査部の審査を受けるものとする。なお、新たに差し入れを受けた取引口座開設申込書において申告された資産の状況等と投資可能資金額が、これまでの入出金状況等に照らし、当該顧客の適合性に懸念が生じた場合には、資金の裏付けとなる通帳等の写しの提出を求めるものとする。また、再取引を希望する顧客が、前回の取引の終了時から3ヶ月未満の場合であっても、管理監査部

が必要と認めたときは同様の措置を講ずる場合がある。

【附 則】

本取扱いは、平成 20 年 8 月 9 日から実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
233名	20名	59名	194名

⑦ 委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
1,257名	1,258名	1,303名

⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 互いに話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 57件	7件	3件	8件	20件	1件	18件
前年度から継続している案件の件数 25件	0件	0件	19件	3件	0件	3件
合計 82件	7件	3件	27件	23件	1件	21件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して、異議、不平、不満等が表明され、又は、紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c) 表に記載する事案は、この表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

(注) (c) 表に記載する事案は、この表の件数には含めない。

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴訟	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 2件	2件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 2件	2件	0件	0件	0件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

①貸借対照表

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
【流動資産】	【 5,946,150 】	【流動負債】	【 3,647,786 】
現金及び預金	2,532,232	1年以内返済長期借入金	132,568
預託金	75,000	未払法人税等	8,960
委託者未収金	44,003	預り証拠金	3,270,373
商品	133	商取受託業務預り金	11,318
前払費用	2,130	賞与引当金	71,577
保管有価証券	23,904	未払金	59,797
差入保証金	1,950,000	未払費用	58,537
委託者先物取引差金	1,116,177	預り金	26,144
繰延税金資産	15,822	その他の流動負債	8,512
未収金	106,906		
立替金	67,243	【固定負債】	【 502,459 】
未収収益	44,188	長期借入金	376,454
その他の流動資産	200	長期リース債務	39,891
貸倒引当金	△31,788	長期預り金	86,114
【固定資産】	【 5,109,559 】		
(有形固定資産)	(3,180,894)	【引当金】	【 112,589 】
建物	1,684,580	商品取引責任準備金	112,589
構築物	76,974	(商品取引所法第221条)	
車両	19,151		
器具及び備品	172,375		
土地	1,220,108		
有形リース資産	7,706		
(無形固定資産)	(72,402)	負債合計	4,262,834
ソフトウェア	9,131		
無形リース資産	33,864	[純資産の部]	
電話加入権	27,353	【株主資本】	【 6,820,195 】
その他無形固定資産	2,054	(資本金)	(1,000,000)
(投資その他の資産)	(1,856,263)	(利益剰余金)	(6,549,789)
投資有価証券	53,315	利益準備金	250,000
出資金	95,360	その他利益剰余金	6,299,789
長期未収債権	55,746	別途積立金	6,000,000
長期差入保証金	649,562	繰越利益剰余金	299,789
長期前払費用	20,630	(自己株式)	(△729,594)
繰延税金資産	876,261	【評価・換算差額等】	【 △25,731 】
保険積立金	149,773	その他有価証券評価差額金	△25,731
その他投資	21,993		
貸倒引当金	△66,377		
【繰延資産】	【 1,589 】		
繰延資産	1,589	純資産合計	6,794,464
資産合計	11,057,298	負債・純資産合計	11,057,298

② 損益計算書

損 益 計 算 書

自 平成 20 年 04 月 01 日

至 平成 21 年 03 月 31 日

(単位：千円)

科 目		金	額
経 常	営業収益		4,165,290
	受取手数料	2,759,260	
	売買損益	1,125,575	
	その他の営業収益	280,455	
	営業費用		3,780,052
	販売費及び一般管理費	3,780,052	
損 益	営業利益		385,238
	営業外収益		81,193
	受取利息及び割引料	6,531	
	受取配当金	700	
	地代家賃	805	
	受取保険金	34,239	
	その他	38,918	
	営業外費用		19,326
	支払利息及び割引料	16,101	
	貸倒引当金繰入	3,225	
	経常利益		447,105
	特別利益		0
	特別損失		68,066
	商品取引責任準備金繰入	58,195	
	固定資産売却除却損	9,167	
	その他	704	
税引前当期純利益			379,039
法人税・住民税及び事業税		2,220	
法人税等調整額		197,466	
当期純利益			179,353

③株主資本等変動計算書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成20年4月1日

至 平成21年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資本金	利 益 剰 余 金			自己株式	
		利益準備金	その他の利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益剰余金		
前期末残高	1,000,000	250,000	6,000,000	120,436	△729,594	6,640,842
当期変動額						
当期純利益				179,353		179,353
株主資本以外の 項目の当期変動額						
当期中の変動額合計				179,353		179,353
当期末残高	1,000,000	250,000	6,000,000	299,789	△729,594	6,820,195

	その他有価 証券評価 差額金	純資産額合計
前期末残高	△17,801	6,623,041
当期変動額		
当期純利益		179,353
株主資本以外の 項目の当期変動額	△7,930	△7,930
当期中の変動額合計	△7,930	171,423
当期末残高	△25,731	6,794,464

④個別注記表

I. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 自己所有有価証券

金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))を適用し、次の通り有価証券を評価しております。

その他の有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は、全部純資産直入法により処理し、資本の部に計上しております

時価のないもの・・・移動平均法による原価法又は償却原価法

② 保管有価証券

商品取引所法施行規則第39条の規定により(株)日本商品清算機構が定める充用価格

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品・・・個別法による原価法によっています。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産除く)

法人税法の規定による定率法によっています。但し、建物(建物付属設備を除く)については法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以降の取得分については、定額法によっています。

尚、主な耐用年数は以下の通りです。

建 物 3年～60年

構築物 10年～30年

② 無形固定資産(リース資産除く)

のれん 5年間に基づく定額法によっています。

ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています

その他 法人税法の定める定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)に伴い、当事業年度より同会計基準および同適用指針を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。この変更による影響はありません。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を適用しております。

(4) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるために委託者未収金については、一般債権、貸

倒懸念債権、破産更正債権に分類し、預り証拠金等により保全されていない債権につき、全額貸倒引当金を計上しております。又、ゴルフ会員権預託金については、時価を超える部分につき貸倒引当金を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため支給実績額を基準として、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付金に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。

平成20年5月1日で、適格退職年金制度の65%の部分を確定拠出年金に移行し、残りの35%部分の権利義務を承継して確定給付企業年金に移行しました。今期末の確定給付年金資産（422,171千円）が退職給付債務(238,853千円)を上回っているため、退職給付引当金は計上されていません。

又、全国商品取引業厚生年金基金加入部分(複数事業主制度)については、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算する事が出来ないため、年金への要拠出額を退職給付費用として計上しております。

年金資産の全体額は68,029百万円であり、制度加入人員(平成21年3月末日)により按分計算すると、当社の年金資金相当額は2,850百万円であります。

④ 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、施行規則に定める額を計上しております。

(5) 営業収益の計上基準

① 受取手数料

「商品取引業統一経理基準」に従い商品取引所における約定日に計上しております。

② 売買損益

商品先物取引については、反対売買により取引を決済した時に計上しております。

また、未決済建玉については、時価による評価損益を計上しております。

(6) リース取引により使用する固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピューター及び事務用機器等について、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(7) その他の計算書類作成のための重要な事項

消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

II. 貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,243,412千円

(2) 担保資産及び担保付債務

イ) 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

① 担保に供している資産

定期預金	250,000千円
預託金	75,000千円
建物	1,510,094千円
土地	1,159,162千円
合計	2,994,256千円

② 上記に対応する債務の内訳

・長期借入金（1年以内返済予定額含む）	509,022 千円
・商品取引所法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額	500,000 千円
・特定当座貸越契約	500,000 千円
・商品取引所法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく日本商品委託者保護基金による代位弁済委託契約額	300,000 千円

ロ) 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

(株)日本商品清算機構 保管有価証券	19,593 千円
--------------------	-----------

ハ) 分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は51,891千円であります。なお、同法施行規則第98条の規定に基づく委託者資産保全措置額は300,000千円であります。

(3) 委託者未収金のうち、無担保のものは、86,591千円であり、発生から1年を経過しているものは、54,802千円であります。

なお、投資その他の資産の部に計上されているものは、55,746千円であります。

(4) 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規定に基づくものであります。

(5) 委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払精算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

(1) 受取手数料の内訳

商品先物取引	2,759,260 千円
オプション取引	— 千円
商品ファンド	— 千円
合 計	2,759,260 千円

(2) 売買損益の内訳

商品先物決済損益	1,201,433 千円
商品先物評価損益	△ 75,858 千円
商品売買損益	— 千円
合 計	1,125,575 千円

Ⅳ 株主資本等変動計算書関係

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前 期 末	当期増加	当期減少	今 期 末
普通株式	1,585,749 株	0 株	0 株	1,585,749 株

発行済株式は全て普通株式であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前 期 末	当期増加	当期減少	今 期 末
普通株式	364,797 株	0 株	0 株	364,797 株

- (3) 当期事業年度中に行った、剰余金の配当に関する事項
該当はありません
- (4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
平成21年6月26日開催予定の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項について、次のとおり決議を予定しております。
- 〈普通株式の配当に関する事項〉
- | | |
|----------|-------------|
| 配当の金額 | 61,047,600円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当りの配当額 | 50円 |
| 基準日 | 平成21年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成21年6月29日 |
- (5) 新株予約権に関する事項
該当はありません

V 税効果会計

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

① 繰延税金資産

(流動の部)

未払事業税・未払事業所税	4,867千円
委託者未収金貸倒引当金	12,715千円
賞与引当金	28,630千円
未収収益	△17,675千円

繰延税金資産合計	28,537千円
----------	----------

(固定の部)

商品取引責任準備金	45,036千円
ゴルフ会員権貸倒引当金	4,630千円
ゴルフ会員権評価損	4,468千円
有価証券評価損	17,154千円
減損損失計上額	358,909千円
委託者未収金等貸倒引当金	21,921千円
繰越欠損金	446,064千円

繰延税金資産合計	898,182千円
----------	-----------

合計	926,719千円
----	-----------

評価性引当額	△34,636千円
--------	-----------

計上額	892,083千円
-----	-----------

- (2) 法定実効率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
- ・当期は、繰越欠損金の控除により法人税等は発生しておりませんので、記載しておりません。

VI. 一株当りの情報

1株当りの純資産額 5,564円89銭

1株当りの当期純利益 146円89銭

(注1) 1株当り純資産の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	6,794,464千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－千円
普通株式に係る期末の純資産	6,794,464千円
期末の普通株式の数	1,220,952株

(注2) 1株当りの当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりです。

当期純利益	179,353千円
普通株式に属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	179,353千円
普通株式の期中平均株式数	1,220,952株

VII. 重要な後発事象

該当事項ありません

⑤監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額／リスク額×100]	1,126.34%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額／資本金額×100]	690.71%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本／資本金額×100]	682.02%
(d) 自己資本比率 [自己資本／総資産額×100]	61.68%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本／総資産額×100] *1	73.51%
(f) 負債比率 [負債合計額／純資産額×100]	60.09%
(g) 流動比率 [流動資産額／流動負債額×100]	163.01%

*1「総資産額」は委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたもの。